

年企発0513第3号
平成28年5月13日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
（公印省略）

平成28年熊本地震に係る現況届の事務処理に関する指導等について

平成28年熊本地震にて被災された被保険者を加入員等とする厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）の現況届の事務処理については、「平成28年熊本地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」（平成28年4月22日年企発0422第1号）により通知しているところである。

今般、「熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件」（平成28年厚生労働省告示第223号。別添1参照。）及び「熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件の告示について」（平成28年5月13日付年管発0513第1号。別添2参照。）により下記の対象者の厚生年金保険の現況届の提出期限が延長されることとなったところであり、貴管下の厚年基金の指導等に特段のご配慮を賜りたい。

記

1. 対象者

熊本県に住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が4月1日から6月30日までの間にある者。

2. 延長後の提出期限

平成28年7月31日

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基つき、人事院規則九一一三三（本府省業務調整手当）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年五月十三日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一一三二七

人事院規則九一一三三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一三三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中コをエとし、ロからフまでをハからコまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 成年後見制度利用促進委員会事務局

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基つき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十三日

第二号イの表株式会社エム・オール・ケーの項を削り、同表に次のように加える。

株式会社興和工業所	愛知県名古屋瑞穂区二野町二番二十八号	めつき
マルナガロジスティクス株式会社	兵庫県神戸市中央区京町七十六番地の二	工業包装

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社ルルスタ	新潟県新潟市北区太夫浜新町二丁目十七番二号	防水施工
株式会社クリン・ア・グリン	長野県東筑摩郡山形村九百五十二番地一	耕種農業
株式会社エム・オール・ケー	静岡県袋井市東同笠千十五番地の二	铸造
明興産業株式会社	愛知県知多郡東浦町大字緒川字西高岨三十三番地の七	工業包装
株式会社F&Y	大阪府茨木市山手台七丁目十六番二十七号	塗装
儀部建設工業	沖縄県名護市字宮里九百二十五番地三	型枠施工

告示

○政治資金適正化委員会告示第二十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基つき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年五月十三日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 登録年月日 氏名

- 五〇三七 二八 四、一五 渡邊 光賢
- 五〇三九 二八 四、一五 坂田 幸広
- 五〇四〇 二八 四、一五 阪田 剛史
- 五〇四一 二八 四、一五 島中 昇平
- 五〇四二 二八 四、一五 平鹿 雅之
- 五〇四三 二八 四、一五 齋藤 義典

○法務省告示第二百二十八号
千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年五月十三日

法務大臣 岩城 光英

千葉県千葉市畑町二千八百二十番地 穴倉仁三郎

○法務省告示第二百三十号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基つき、平成二十二年七月十三日法務省告示第三百六十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十三日

法務大臣 岩城 光英

第二号中「平成二十五年七月十三日」を「平成二十八年七月十三日」に改める。

附則

この告示は、平成二十八年七月十三日から施行する。

○法務省告示第二百三十一号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基つき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十三日

法務大臣 岩城 光英

○厚生労働省告示第二百二十三号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基つき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基つき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基つき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十八条第一項の規定に基つき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）及び平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基つき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）において、受給権者（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者を除く。以下同じ。）又は受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、熊本県に平成二十八年四月十四日において住所を有する受給権者又は受給権者であつてその誕生日が四月一日から六月三十日までの間にある者が平成二十八年において届書等を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、平成二十八年七月三十一日とする。

平成二十八年五月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

上村鉄筋建設株式会社

熊本県熊本市南区富合町釈迦堂七百八十番地

鉄筋施工

年管発0513第1号
平成28年5月13日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成28年厚生労働省告示第223号（熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

熊本県に居住する受給権者等であって、平成28年熊本地震後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないように、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

熊本県に住所を有する年金受給権者等であって、その誕生日が4月1日から6月30日までの間にあるものについては、平成28年における届書等の提出期限を平成28年7月31日とする。

年管発0513第2号
平成28年5月13日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（公 印 省 略）

熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成28年厚生労働省告示第223号（熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであり、当職から日本年金機構理事長に対し、別添のとおり通知を発出しているため、御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれたい。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

熊本県に居住する受給権者等であって、平成28年熊本地震後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないように、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

熊本県に住所を有する年金受給権者等であって、その誕生日が4月1日から6月30日までの間にあるものについては、平成28年における届書等の提出期限を平成28年7月31日とする。